

# 電波割当制度改革に関する質問事項への回答

---

平成29年11月9日  
総務省

携帯電話事業者が特定基地局の開設計画につき総務大臣の認定を受けて周波数の割当を受けた後に、当該計画の実現見込みがない場合は、周波数の割当や無線局免許を取り消すことは現行制度下でもできるが、5年の認定期間終了後は、モニタリングする機能がなく、硬直的な免許制度になっているとの指摘がある。

これに対し、認定期間終了後も、再免許の時点をとらえて(場合によっては免許期間中であっても)、周波数が有効に利用されていないとの評価がされた場合には、周波数の返上と再割当が可能な制度設計をすることについて、どのように考えるか。

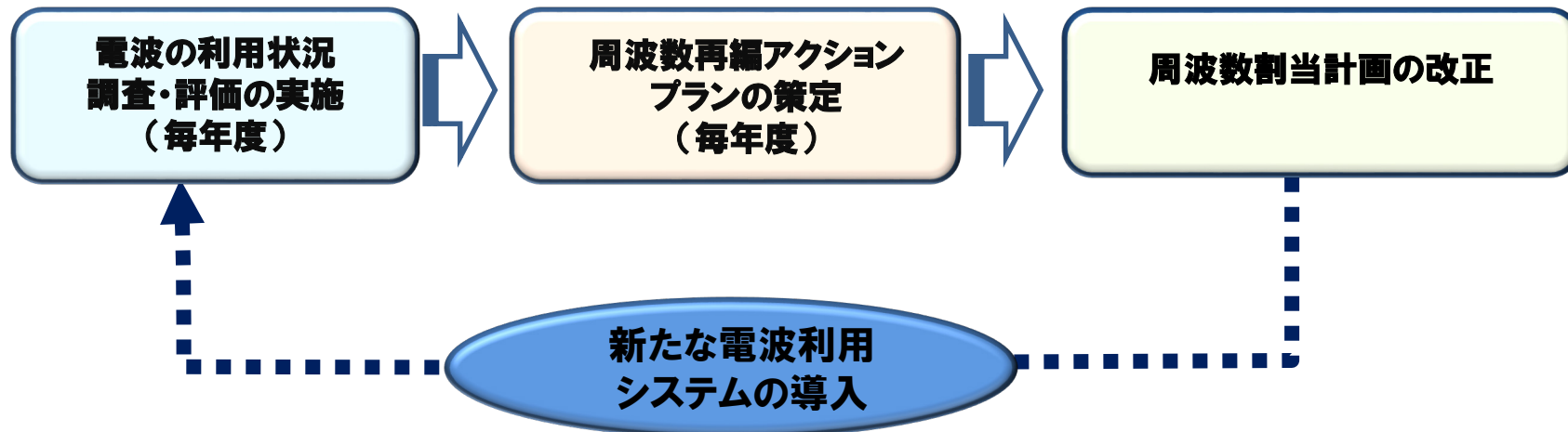
- 今後、携帯電話用周波数について毎年度実施される利用状況調査の結果を踏まえた各周波数帯の有効利用を可能とする方策については、今月から開催される「電波有効利用成長戦略懇談会」の議論も踏まえて対応してまいりたい。

また、周波数を有効に利用されていないとの評価がされた場合に、周波数の返上と再割当が可能な制度を導入することが重要と考えられるが、どうか。

- 電波の利用状況の調査・評価を踏まえて、周波数利用ニーズが高い周波数帯を利用しているにも関わらず、有効に利用されていない電波利用システムについて、システムの高度化、割当周波数帯の縮減、移行、再割当等の対応方針を周波数再編アクションプラン(別紙参照)に盛り込み、その上で周波数割当計画の改正に繋げていくことが電波の有効利用の促進にとって重要である。
- このような周波数再編のサイクルをしっかりと回すために、電波有効利用成長戦略懇談会で電波の利用状況をより正確に把握できるよう利用状況調査の在り方等を検討していく。

- 新たな電波利用システムが導入できる周波数を確保するため、電波法に基づき、毎年、電波の利用状況を調査・評価（評価結果については電波監理審議会への諮問・答申が必要）。
- 周波数の中期的な移行・再編の方向性を示す周波数再編アクションプランを策定。その上で、結果等に基づき、総務大臣が周波数割当計画を策定。

## 周波数再編のサイクル



新需要に割り当てる帯域確保のため、米国の600MHz帯の事例のようなインセンティブを既存免許人に付与することについて、どのように考えるか。また、終了促進措置の拡充について、例えば、対象となる費用の範囲拡大、インセンティブ付与のため費用を越えた支払、立退時期による段階設定等について検討することはできないか。

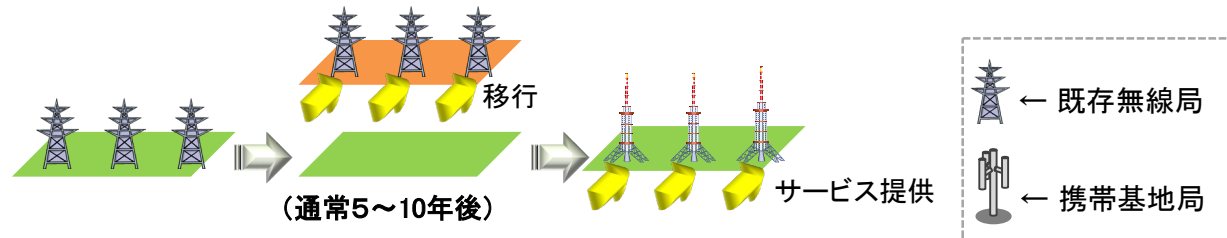
- 終了促進措置の拡充については、
  - ①公共業務用無線局も対象にする、
  - ②周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても負担の範囲とする、なども含めて検討を進めていく予定。
- また、ご指摘のような終了促進措置の更なる拡充に係る事項については、既存免許人に対する公平な取扱い等の観点を勘案し、またこれまでの同措置の適用状況を検証しつつ、今後周波数移行を加速させるインセンティブ付与のための費用負担等に関する検討を行っていきたい。

## 2. 終了促進措置の充実 (2/2)

### 終了促進措置

#### 従来例

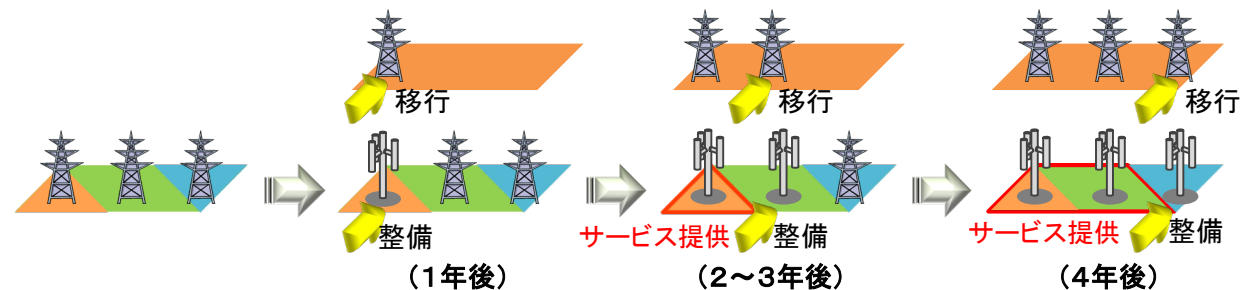
- ・移行費用は既存免許人の自己負担
- ・移行完了後、携帯サービス開始



#### 終了促進措置

(H23~)

- ・携帯事業者が既存無線局の移行費用を負担
  - ・移行完了地域から順次携帯サービス開始
- ⇒移行期間を短くし、早期のサービス提供が可能



900MHz帯：4年間で全国にてサービス提供を開始

700MHz帯：既存無線局の移行がほぼ全て終了

### 【見直しの方向】

- 公共業務用無線局も対象とする
- 周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲とする
- さらに、様々な周波数帯における移行・再編を推進する仕組みについて検討

Society5.0の実現が我が国の成長戦略上の大きなポイントになっている現状においては、5G環境の整備等のために国が積極的な取組を行うことが求められているのではないか。その取組の財源として、例えば、オークションによる収入の一部を確保して使うような制度設計も考えられると思うが、どうか。

- 5G環境の整備等のために国が積極的な取組を行う必要があると認識している。通信設備そのものの整備は携帯事業者が自ら投資を行うことが想定され、民間活力を最大限発揮させることが重要。他方、5Gを活用する地域や諸産業における投資や人材育成をどのように進めていくかが課題になると考えられる。
- かかる観点から、関連する広範な分野の資源をいかに結集するかについて政策として具体化していくことが重要と考える。
- 電波オークションか比較審査方式かを問わず、周波数の割当てに当たっては、
  - ・新規事業者が参入しやすくなるか
  - ・都市部のみならず地方への設備投資が促進されるのか
  - ・料金の低廉化や多彩なサービス提供につながるかなど、国民の利便性向上と日本経済の成長の確保の観点から十分に検討し、電波有効利用に資するよう進めていくことが重要。

## 電波オークションのメリット・デメリット

## ○ メリット

- 電波の有効利用の促進  
落札者は払込金を含めた投資を回収する必要性から、電波を効率的に利用して事業を行うことが期待される。
- 無線局免許手続きの透明性・迅速性  
比較審査方式に比べ、行政裁量の余地が少なく、手続きの透明性や迅速性の確保につながることを期待される。
- イノベーションの促進や国際競争力の強化  
新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることが期待できる。

## × デメリット

- インフラ整備が遅れる懸念  
オークションの落札額が高騰することにより、インフラ整備を遅らせることなども考えられる。
- 長期独占や事業者間格差拡大等の懸念  
周波数の長期独占等による既得権の増大、競争力の格差拡大、既存事業者と新規参入者との公平性の問題に加え、転売目的で周波数が買い占められる恐れがある。
- 利用者料金高騰等の懸念  
オークションに係る負担は、最終的には利用者に転嫁され、サービスの普及や新しい技術へのマイグレーションの遅れなど、産業の成長の鈍化に繋がるのではないかと懸念される。
- 安全保障上の問題  
入札額を基準に免許人を選定するため、安全保障等の観点がおろそかになる恐れがある。



海外においては、国の一定の関与の下、二次取引(売買・賃貸借)を認める国が多数ある。これは、当該周波数の経済的価値をより高めることができる者が帯域を確保することを容易にするものと考えられる(かかる目的は、現行のMVNO制度では実現できないものと考えられる)。我が国で同様の制度を認めない理由は何か。投機的取引などを防止するための手法を併せて導入すれば弊害を防止できるのではないか。また、周波数オークションと独立に二次取引を認めることも可能ではないか。

- 現行の電波法の無線局免許手続においては、技術基準への適合性や欠格事由の該当性等を審査した上で、当該免許申請を行った者に対して免許を付与している。また、二次取引を自由に認めると、自らは事業を営まず、専ら転売を目的とするような事業者が現れたり、資金力のある特定の事業者が無線局免許等が集中することにより移動通信市場の寡占化が進み、周波数が効率的に利用されない、等のおそれがある。
- 従って、我が国において二次取引について検討する場合は、こうした課題を踏まえた上で、慎重かつ適切に制度設計を行う必要があると考えられる。

電波有効利用を促進する観点から、帯域幅、カバー帯域、共用の度合いなどを参考にした電波利用料体系の構築が必要ではないか。

- 電波利用料の料額については、周波数帯や帯域幅等の電波の経済的価値を踏まえて算定しているところ、これをより一層反映させる観点からの見直しを検討することは一案であると考え。